

日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)の自立支援協議会への報告制度について

平成30年度の報酬改定に伴い、日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)が創設された。地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、自立支援協議会から評価を受けるとともに、当該協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされている。

基準省令第213条の10(協議の場の設置等)

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない

※参考

<厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課地域支援推進室地域移行支援係平成30年2月26日付事務連絡自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助についてより抜粋>

○日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

○対象者について

日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)の主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者(日によって利用することができない障害者を含む)であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。